

提案内容評価要領

1 基本的な考え方

この委託業務の受託者を決定するため、プロポーザルにより提案内容の評価を行い、受託候補者の順位付けを行う。

提案内容の評価は、次のとおり総合的に判定する。

(1) 提案内容の評価

企画提案書（任意様式）及びプレゼンテーションに基づき提案内容の評価し、次の項目ごとに採点を行い、各項目の合計点（500点満点）で判定する。

ア 「提案内容評価表」（別紙4）（以下「評価表」という。）に掲げる項目について評価し、「内容評価点」を与える。

「内容評価点」は、420点満点とする。

イ 業務実績の評価

中核都市以上で類似業務の実績を評価し、「業務実績点」を与える。

「業務実績点」は、50点満点とする。

ウ 見積価格の評価

見積価格を後に示す計算式に基づき計算し、「価格点」を与える。

「価格点」は、30点満点とする。

(2) 受託候補者の選定方法

「内容評価点」、「業務実績点」及び「価格点」を合計し、合計点数が最も高い者を受託候補者（第一交渉権者）とする。ただし、受託候補者が本市の示す「プロポーザルの参加資格」を満たしていない場合は、採用しない。

(3) 有効数字

「内容評価点」、「業務実績点」及び「価格点」の算出に当たっては、小数点以下1桁目までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(4) 評価得点合計点数が最も高い者が2以上あるとき（同点）の対応

ア 評価表の評価項目「②実施体制及び運営」の評価得点が高いものを受託候補者とする。

イ 上記アの得点と同じ場合

評価表の評価項目「③個人情報の取扱い」の評価得点が高いものを受託候補者とする。

ウ 上記ア及びイ両方の得点と同じ場合

くじ引きにより、受託者を決定する。

2 内容評価点について【420点】

(1) 評価項目及び配点

評価表に基づき採点を行う。

(2) 評価方法

ア 評価得点の考え方

評価対象の各項目を下記5段階で評価する。

判定	評価基準	項目評価点
A	優秀である／高度の能力を有している	10点
B	満足できる／高度の能力を有している	7点
C	平均的である	5点
D	物足りなさを感じる／能力が若干乏しい	3点
E	全く満足できない／任せることが不安	0点

イ 評価方法について

5つの各評価項目に対し、上記表の評価基準を基に判定を行う。

ウ 評価得点の計算方法

各項目において、次のとおり評価得点を計算する。

- ・ 評価得点＝項目評価点×評価係数

エ 採点方法

評価表に基づき、各審査者が採点した評価得点の平均を合計し採点を行う。

オ 評価得点について

提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、評価しないことがある。

3 業務実績点について【50点】

業務実績に基づき、下記5段階で評価し、採点する。

判定	評価基準	項目評価点
A	委託業務と同内容の業務の実績がある	50点
B	委託業務に関連する業務の実績がある	30点
C	委託業務に類似する業務の実績がある	20点
D	委託業務に類似する業務に関連する業務の実績がある	10点
E	実績がない	0点

4 価格点について【30点】

以下の式により、価格点の計算を行う。

価格点＝最低価格／貴社提示価格×30点

5 その他

京都市公契約基本条例第2条第3号に規定する市内中小企業である場合には、各項目の点数の満点の範囲内で1.1倍することで採点する。

6 選定者

プロポーザルの選定を行う者は次のとおりとする。

- ・ 保健福祉局障害保健福祉推進室在宅福祉課長
- ・ 保健福祉局障害保健福祉推進室企画係長
- ・ 保健福祉局障害保健福祉推進室在宅福祉第一係長
- ・ その他、保健福祉局障害保健福祉推進室長が必要と認めるもの